

表 I - 1 発生状況に応じた対応レベルの概要

発生状況 \ 対象地	全 国	発生地*周辺（発生地から半径10km以内）
通常時	対応レベル1	指定なし
国内単一箇所発生時	対応レベル2	野鳥監視重点区域に指定
国内複数箇所発生時	対応レベル3	
近隣国発生時等	対応レベル2または3	必要に応じて適切な場所に野鳥監視重点区域を指定

\* 簡易検査が陽性で発生が見込まれた場合や、家きん等の疑い事例の発生を含む。

表 I - 2 対応レベルの実施内容

対応レベル	鳥類生息状況 等調査	ウイルス保有状況の調査				糞便採取 調査
		死亡野鳥等調査				
		検査優先種1	検査優先種2	検査優先種3	その他の種	
対応レベル1	情報収集 監視	3羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上	10月から 12月にか けて飛来状 況に応じて 糞便を採取
対応レベル2	監視強化	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上	
対応レベル3	監視強化	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上	
野鳥監視重点区域	監視強化 緊急調査 発生地対応	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上	

- 死亡野鳥等調査は、同一場所（見渡せる範囲程度を目安とする）で数日間（おおむね3日間程度）の合計羽数が表の数以上の死亡個体等（衰弱個体を含む）が発見された場合を基本としてウイルス保有状況の調査を実施する。ただし外傷があるなど、死亡原因が他の要因によるものであることが明瞭なものは除く。
- 見渡せる範囲程度とはあくまで目安であり、環境によって大きく異なり、具体的数値を示すのは困難であるので、現場の状況に即して判断して差し支えない。
- すべての種において、重度の神経症状が見られるなど、感染が強く疑われる場合には1羽でも検査を実施する。特に野鳥監視重点区域では、感染確認鳥類の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には1羽でも検査を実施する。

表 I - 3 検査優先種

(9目11科)

検査優先種1 (18種)			
カモ目カモ科	カイツブリ目カイツブリ科	主に早期発見を目的とする。 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5亜型) に感受性が高く、死亡野鳥等調査で検出しやすいと考えられる種。 死亡野鳥等調査で、平成22年度及び28年度、令和2年度の発生時を合わせた感染確認率が5%以上であった種。	
ヒシクイ	カイツブリ		
マガン	カンムリカイツブリ		
シジュウカラガン	ツル目ツル科		
コクチョウ*	マナヅル		
コブハクチョウ*	ナベヅル		
コハクチョウ	チドリ目カモメ科		
オオハクチョウ	ユリカモメ		
オシドリ	タカ目タカ科		
ヒドリガモ	オオタカ		
キンクロハジロ	ノスリ		
	ハヤブサ目ハヤブサ科		
	ハヤブサ		
重度の神経症状**が観察された水鳥類			
検査優先種2 (9種)			
カモ目カモ科	タカ目タカ科		さらに発見の可能性を高めることを目的とする。 過去に日本と韓国等において死亡野鳥で感染確認のある種を含める。
マガモ	オジロワシ		
オナガガモ	オオワシ		
トモエガモ	クマタカ		
ホシハジロ	フクロウ目フクロウ科		
スズガモ	フクロウ		
検査優先種3			
カモ目カモ科	チドリ目カモメ科	感染の広がりを把握することを目的とする。 水辺で生息する鳥類としてカワウやアオサギ、検査優先種1あるいは2に含まれないカモ科、カイツブリ科、ツル科、カモメ科の種を、また鳥類を捕食する種として検査優先種1あるいは2に含まれないタカ目、フクロウ目、ハヤブサ目の種を対象とした。	
カルガモ、コガモ等 (検査優先種1、2以外全種)	ウミネコ、セグロカモメ等 (検査優先種1、2以外全種)		
カイツブリ目カイツブリ科	タカ目ミサゴ科		
ハジロカイツブリ等 (検査優先種1、2以外全種)	ミサゴ		
カツオドリ目ウ科	タカ目タカ科		
カワウ	トビ等 (検査優先種1、2以外全種)		
ペリカン目サギ科	フクロウ目フクロウ科		
アオサギ	コミミズク等 (検査優先種1、2以外全種)		
ツル目ツル科	1、2以外全種)		
タンチョウ等 (検査優先種1以外全種)	ハヤブサ目ハヤブサ科		
ツル目クイナ科	チョウゲンボウ等 (検査優先種1、2以外全種)		
オオバン			
その他の種			
上記以外の鳥種すべて。 猛禽類以外の陸鳥類については、カラス類以外は国内では感染例が知られておらず、海外でも感染例は多くないことから、その他の種とする。 野鳥監視重点区域においては、3羽以上の死亡が見られた場合の他、感染確認鳥類の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には1羽でも検査対象とする。			

\* 外来種。

\*\* 重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態（p.113 図 IV-4 参照）で、正常に飛翔したり、採食したりすることはできないもの。

※検査優先種については今後の発生状況、知見の集積等により見直し、毎年シーズンの始めに環境省からの通知を受けて変更する。シーズン中も状況に応じて追加、通知する。

※検査優先種については、必ずしも感受性が高い種のみを選定しているわけではなく、発見しやすさや、海外や近縁種での感染例による予防的な選定等も含む。

※検査優先種 1 に該当しない希少種について、その希少性や生息状況等によっては、表 1-2 に示す羽数でなくても把握をすべき場合も想定されることから、必要に応じて、東北地方環境事務所に相談する。